

どなたでも参加できます!

指定管理 市民説明会

どちらでも参加できます!

1 6/26 水 19:00~20:00

2 6/30 日 10:00~11:00

予約
不要

会場 二瀬交流センター

二瀬地区まちづくり協議会は、二瀬交流センターの
管理・運営を行うこと を目指しています

まちづくり協議会とは

まちづくり協議会（略して「まち協」）は、市内12地区に設置されています。
まち協は自治会をはじめとして、様々な団体が連携・協力し、「まちづくり協議会」という1つの組織となり、各地域の特色をいかしながら、まちづくりに励んでいます。

指定管理制度の導入とは

いままで、市が直営で管理していた公共施設を民間事業者を含めた多様なサービス提供主体の中から最適な運営主体を選定し、管理運営を行うことです。

※指定管理者の指定には、議会の議決が必要になります。

変わらないこと

- 使用にかかる料金は、市の交流センター条例が改正されない限り、値上がりしません
- 市の基準を満たした運営を行うため、利用者がいつでも快適に使用できる施設を維持します
- 公平、公正な施設運営を実施します
- 減免基準などは、市の条例を遵守します

指定管理制度で

- 地域のニーズにあった交流センターの運営が可能で
- 交流センターで働く人は、市役所職員から二瀬地区まちづくり協議会雇用職員になります
- 運営を工夫することにより、まち協主催のまちづくり事業を充実させることができます
- 交流センターが、今以上に地域交流の場所になります

変わること